

平成26年2月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

(経済部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 商談会等参加支援事業補助金</p> <p>道内企業の自動車関連産業及び食関連産業への参入を促進するため、自動車関連及び食関連の別に定める商談会等に参加する道内企業等に対し、経費の一部を補助する。</p>	<p>道内に事業拠点を有する企業等</p>	<p>商談会等への参加に要する経費で次に掲げるもの</p> <p>(1) 輸送費 (2) 旅費 (3) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>10分の10以内</p> <p>〔ただし、戦略産業雇用創造プロジェクト実施要領(平成25年6月7日付け職発0607第3号)の4の(6)のイに規定する経費を補助対象経費の2割とし、これを補助額から差し引くものとする。〕</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第19号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>2 企業誘致強化人材育成事業</p> <p>立地企業が行う人材育成事業を支援することにより、北海道内への企業立地のインセンティブを高め、企業立地を促進することを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内において工場等を新設する計画を有し、当該工場等の操業に先立って必要な従業員を道内に雇用した企業 (2) 道内に工場等を有し、設備投資又は従業員の増設計画を有する企業。ただし、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中</p>			<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第19号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		

	小企業の競争力の強化に関する条例(北海道条例第68号)に基づく従業員派遣及び専門家の招聘に係る支援対象となる事業は除く							
(1) オーダーメイド型人材育成事業	<p>独自にカリキュラムの作成や講師の招聘などを行う研修事業に要する経費で次に掲げるもの。</p> <p>報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費</p>	10分の10以内	<p>50万円を限度とする。</p> <p>また、戦略産業雇用創造プロジェクト実施要領(平成25年6月7日付け職発0607第3号)の4の(6)のイに規定する経費を補助対象経費の2割とし、これを補助額から差し引くものとする。</p>					
(2) 遠隔地派遣型人材育成事業	<p>道外研修施設や親会社等に派遣して行う研修事業に要する経費で次に掲げるもの。</p> <p>報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費</p>	10分の10以内	<p>100万円を限度とする。</p> <p>また、戦略産業雇用創造プロジェクト実施要領(平成25年6月7日付け職発0607第3号)の4の(6)のイに規定する経費を補助対象経費の2割とし、これを補助額から</p>					

			差し引くもの とする。					
--	--	--	----------------	--	--	--	--	--